

博多区企業ボランティアプログラム 実施要領

(目的)

第1 この要領は、企業の立地が多いという博多区の特性を活かし、市民と企業の交流を深め、市民、企業、行政がパートナーシップを持ってまちづくりを進めることを目的に、企業が持つ技術力やノウハウ、施設、人材などを、地域のまちづくり活動や子どもたちの教育に提供していただく「博多区企業ボランティアプログラム」(以下「当事業」という。)の実施に関しての必要な事項を定めるものとする。

(登録事業者の条件)

第2 当事業に登録する事業者(以下「登録事業者」という。)は、独自の技術力・ノウハウ等を有し、地域のまちづくり活動や子どもたちの教育に役立つプログラムを提供できる事業者の中から、その活動実績や所在地、次の条件等を含め、総合的に判断した上で登録を行う。

- 2 博多区内に所在する事業者であること。
- 3 次の各号に定める業種又は事業者(以下「不登録事業者」という。)については登録しない。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)で風俗営業と規定されている業種及び風俗営業類似の業種
 - (2) 消費者金融業
 - (3) 商品先物取引業
 - (4) たばこ製造業種
 - (5) ギャンブルにかかるもの
 - (6) 法令等で認められていない業種・商法・商品にかかるもの
 - (7) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設
 - (8) 国家資格等に基づかないものを行う療法等
 - (9) 興信所・探偵事務所
 - (10) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条および会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による再生・更生手続中、又は手続開始の申し立てがあるもの
 - (11) 各種法令に違反しているもの
 - (12) 規制の対象となっていない業種でも、鉄砲刀剣類その他危険物に関するものや、連鎖販売取引に関するものなど、社会問題を起こし当事業を実施するのに適当でないと判断する業種や事業者
 - (13) 悪質な行為などにより本市の指名停止期間中である事業者や、その他の行政指導を受け改善がなされていないもの

- 4 前項で定める不登録事業者による、不登録業種に関連するもの以外の内容のプログラム提供の申し出があった場合は、博多区企画振興課にて審査し、登録の可否を決定する。
- 5 福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号）第 2 条 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するものと関係する事業者又はそのおそれがある事業者については、登録しない。

（プログラムの条件）

- 第 3 プログラム内容については、各登録事業者の特徴を活かした独自のもの、かつ、市民のニーズにあったものを提供すること。
 - 2 次の各号のいずれかに該当する内容のものは、提供しない。
 - (1) 営利活動を目的とするもの
 - (2) 政治的・宗教的な活動を目的とするもの
 - (3) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (4) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (5) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
 - (6) 犯罪的行為を誘発するもの
 - (7) 第三者に損害や不利益を与えるもの
 - (8) 非科学的または迷信や占いに類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするもの又はそのおそれがあるもの
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、当事業の目的に反するもの
 - 3 プログラムの活動分野については、別表 1 のとおりとする。

（プログラム内容の変更等）

- 第 4 プログラムの登録内容に変更等が生じたときは、すみやかに博多区企画振興課へ連絡を行うこと。

（事業者の登録）

- 第 5 事業者の登録については次のとおり。
 - (1) 登録票の提出
未登録事業者から当事業に登録したい旨の申し出があったときは、当事業の趣旨等を伝えた上で、「博多区企業ボランティアプログラム登録票（様式 1）」（以下「登録票」という。）を交付する。
未登録事業者に登録の意思がある場合は、登録票に必要事項を記入し、博多区企画振興課へ提出する。また、未登録事業者の事業内容や定款、提供可能なプログラム内容等がわかる必要書類をあわせて提出する。
 - (2) 登録票の受領
博多区企画振興課は、未登録事業者から登録票の提出を受けたときは、

記載内容が第2に定める事業者に適合するか確認を行う。

(3) 登録通知書の送付

博多区企画振興課は、未登録事業者が第2に定める事業者に適合すると認められた場合、登録することを決定し、事業者に「博多区企業ボランティアプログラム登録通知書（様式2）」を交付する。適合しない事業者については、登録できない理由を明記した「博多区企業ボランティアプログラム不登録通知書（様式3）」を交付する。

(4) パンフレットの修正

新たに登録した事業者の情報は、博多区役所ホームページに公開しているプログラム一覧表に速やかに追加登載する。紙媒体等のパンフレットについても適宜対応する。

（登録事業者の取消し）

第6 登録事業者が以下に該当する場合には登録の取消しを行う。

- (1) 登録事業者から辞退の申し出があったとき。
- (2) 登録事業者が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたときや、倒産等により当事業の実施ができなくなったときなど、特に必要がある場合。
- (3) 登録事業者が、当プログラムを実施中に第3-2に該当する行為を行ったと認められる場合。

（実施の流れ）

第7 実施の流れは次のとおり。

(1) 申し込み方法

当事業の実施を希望する者（以下「申請者」という。）は、実施を希望する日の概ね1月前までに、「博多区企業ボランティアプログラム申込書（様式4）」を登録事業者に提出する。

(2) 実施日時

申請者は登録事業者と直接協議して、実施日時を決定する。

(3) 実施場所

申請者が本市内で準備した会場、または、当事業に登録されている施設とする。

(4) 謝礼金の支払い

当事業はボランティアとして行っているため、交通費・材料費等、必要経費以外の謝礼は行わないものとする。ただし、申請者と登録事業者で協議し、両者が合意した場合はその限りではない。

(5) 実施報告

博多区企画振興課は、毎年1月に登録事業者へ照会文書を送付し、登録事業者は、それに基づき実施報告を行うこととする。

附則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成31年1月1日から施行する。

別表 1

活動分野一覧表

番号	分 野	内 容
1	学ぶ	料理教室，掃除講座，健康教室など（座学を中心とした内容）
2	体験する	伝統工芸体験講座，自然観察講座，小中学生の職場体験など（実技を中心とした内容）
3	見学する	施設見学，工場見学など
4	借りる	施設利用，人材派遣など